

高等教育の就学支援制度について



2020年4月から、経済的な理由で進学をあきらめないよう新たな修学支援制度が始まりました。
この制度は、「授業料の免除/減免」「給付型奨学金の支給」からなっており、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生が対象です。

授業料の
免除/減免



給付型奨学金の
支 給

支援額

区分	給付型奨学金			授業料減免		
		自宅通学	自宅外通学	4月～9月	10月～3月	合計年額
第Ⅰ区分 標準世帯	月額	38,300円 (42,500円)	75,800円	295,000円	295,000円	590,000円
	年額	459,600円 (510,000円)	909,600円	(265,000円)	(265,000円)	(530,000円)
第Ⅱ区分 2/3支援世帯	月額	25,600円 (28,400円)	50,600円	196,700円	196,700円	393,400円
	年額	307,200円 (340,800円)	607,200円	(176,700円)	(176,600円)	(353,300円)
第Ⅲ区分 1/3支援世帯	月額	12,800円 (14,200円)	25,300円	98,400円	98,300円	196,700円
	年額	153,600円 (170,400円)	303,600円	(88,300円)	(88,300円)	(176,600円)

※ 生活保護（受けている扶助の種類は不問。）を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※ 授業料減免額について、授業料53万円の学科はカッコ内の金額となります。

※ 毎年夏頃に、所得状況を確認したうえで、10月からの支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分）を見直します。

※ 秋季採用は10月からの給付・減免となります。4月～9月の授業料は減免されません。また入学金の減免もありません。

1. 申し込みの要件

- (1) 家計の経済状況に係る要件
- (2) 学業成績・学修意欲等に係る要件
- (3) 進学するまでの期間に関する要件
- (4) その他の要件

(1) 家計の経済状況に係る要件

次の①・②いずれにも該当すること

①所得要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等

具体的には、以下の支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分）のいずれかに該当すること

【第Ⅰ区分】

本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

【第Ⅱ区分】

本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】

本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

※2 支給額算定基準額＝課税標準額×6%－（調整控除額＋税額調整額）

★100円未満は切り捨て

★「課税標準額」、「調整控除額」及び「税額調整額」の情報は機構がマイナンバーにより取得しますが、市役所等で交付される課税証明書等に必ずしも記載されているものではありません。

★政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除額＋税額調整額）に3/4を乗じて計算

- 所得要件の確認は、原則として[提出されたマイナンバーにより機構が確認します。](#)

【参考1】収入・所得の上限額の目安

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額：万円)			(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額：万円)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	本人、母(★)	229	332	402	131	197	251
3人	本人、母(★)、中学生	289	391	457	172	241	295
4人	本人、親①(★)、親②(無収入)、高校生	295	395	461	186	256	305
5人	本人、親①(★)、親②(パート)、高校生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：256 親②：100	親①：309 親②：100

- 表中の数字は目安の金額です。世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。
- 機構のホームページに掲載している「[進学資金シミュレーター](#)」で、対象となるかおおよその確認ができます。

②資産要件

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産（不動産、負債は対象としない）の合計額が基準額未満であること（生計維持者が1人の場合：1,250万円、2人の場合：2,000万円）

- [資産に関する証明書（通帳の写し等）の提出は不要](#)です。

進学資金シミュレーター

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション」では、新しい給付奨学金制度の対象になるかどうかを調べることができます。

◆給付奨学金シミュレーション（学生向け）

いくつかの質問に答えることで、給付奨学金を受けることができる年収の目安を簡単に知ることができます。

◆給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）

世帯の年収等を答えることで、給付奨学金を受けることができるかを詳細に知ることができます。

※貸与奨学金のシミュレーションも行うことができます。

学校種は私立専修学校（専門課程）を選択してください。

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

ホーム >

進学したら、生活費はいくらかかるのかな？

進学資金シミュレーター

僕にも利用できる奨学金があるか、調べたいな。

進学を考えている高校生、在学中の方や保護者の皆様に向けた、進学資金や奨学金に関するシミュレーターです。
このシミュレーターを使うことで、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができます。

シミュレーションする

給付奨学金を受けることができる年収の目安を簡単に知りたい方はこちら

給付奨学金を受けることができるかを詳細に知りたい方はこちら

給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方向け) START

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと給付奨学金の大まかなシミュレーションが行えます。

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) START

世帯の年収等を答えて「計算する」ボタンを押すと給付奨学金の詳細なシミュレーションが行えます。

(2) 学業成績・学修意欲等に係る要件

- ① GPA（平均成績）等が在学する学科における上位1/2の範囲に属すること
- ② 次のいずれにも該当する事
 - ・ 修得単位数が標準単位数以上であること
 - ・ 「学修計画書」を提出し、学習の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。
 - ・ 今までに成績要因で留年をしている方は申し込みできません。

「学修計画書」では以下の点を確認します。

- ① 学習の目的（将来の展望）

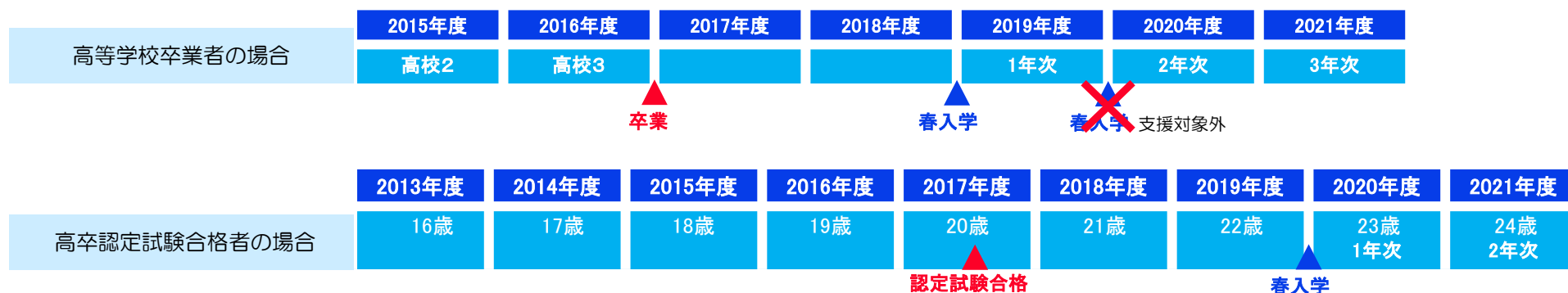
学習の目的を自身の言葉で表現できているか、卒業の展望がきちんと述べられているか、社会で自立し活躍できるようになることが期待できるかどうか。
- ② 学習の計画
これまでに何を学び、今後どのように学びたいかを自分の言葉で述べられているかどうか。
- ③ 学習継続の意思
卒業までしっかり学修を全うしようとする意志、しっかり学ぼうとする意欲があるかどうか。

(3) 進学するまでの期間に関する要件

① 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者。

※編入学又は転学した者は、編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した日とします。

② 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）の受験資格を取得した年度（16歳になる年度）の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない者（5年経過後、毎年度認定試験を受験していたものを含む）であって、認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していないもの

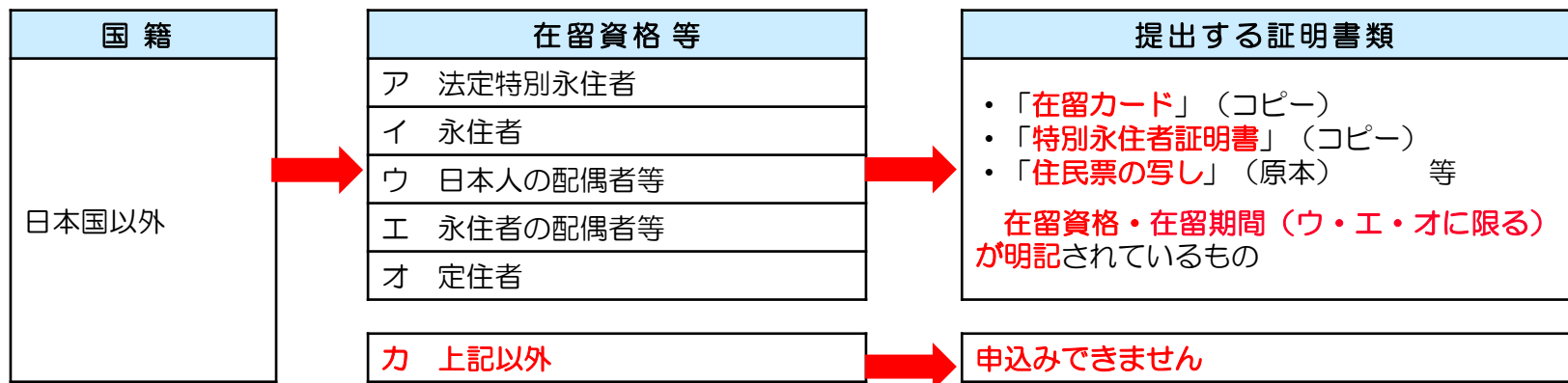


16歳となる2013年度から5年を経過していない2017年度に認定試験に合格し、2020年度末までに大学等へ入学した人

要件に当てはまるかどうかわからない方はお尋ねください。

(4) その他の要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、又は永住の意思が認められる定住者であること



スポーツ科学科 保育士・幼稚園教諭コース、医療事務ビジネス科診療情報管理士コース、保育士・幼稚園教諭コースの学生は本科2年次のみでの支援となります。

(3年目研究科は支援対象外となりますのでご了承ください)

① 支給額における注意事項

- 自宅通学とは、学生が生計維持者（原則父母）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。
- 自宅外通学とは、学生が生計維持者のもとを離れて（生計維持者の単身赴任等は含まない。）家賃を支払って生活していることをいい、次のいずれかに該当することが必要です。
 - ① 実家（生計維持者いずれもの住所）から通学する場合（②～④において同じ。）、大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
 - ② 大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
 - ③ 大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
 - ④ 大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
 - ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅（実家）からの通学が著しく困難である場合
- 自宅外通学を選択した場合、そのことを証明する書類（賃貸借契約書等）の提出が毎年度必要です。
- 支給額の表のカッコ内の金額の対象となる「児童養護施設等から通学する人」の「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

② 第一種奨学金を併せて利用する場合

第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる月額の上限額が制限されます（希望する月額が貸与されない場合あり）。

※ 今現在、第一種奨学金を利用している方が、新しい給付奨学金に申し込む際は、給付奨学金を受給している間、貸与月額が調整されます（給付奨学金確認書において承諾することになります。）

③ 他の給付金を併せて利用する場合

以下の給付金を受けている期間は、給付奨学金の支給が停止となります。

- ア 教育訓練支援給付金（雇用保険法）
- イ 訓練延長給付（雇用保険法）
- ウ 技能習得手当及び寄宿手当（雇用保険法）
- エ 職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）
- オ 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- カ 職業転換給付金（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）

④ 現行制度の給付奨学生について

現在、機構の給付奨学金を受給している人は、新しい給付奨学金に切り替えることができます。新しい給付奨学金の支給を受けることになった場合、現在受給している給付奨学金は辞退することになります。

【参考】新しい給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金の区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	23,800円 (29,400円)	18,300円

※ 生活保護（受けている扶助の種類は不問。）を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

第2種奨学金について

第2種奨学金

- ★利息 有利子（2020年8月現在 固定0.267% 見直し0.003%）
- ★学力基準 学習に意欲があり学業を修了する見込みのあるもの
- ★貸与月額

第2種奨学金

20,000円	30,000円	40,000円
50,000円	60,000円	70,000円
80,000円	90,000円	100,000円
110,000円	120,000円	から選択